

令和4年2月香川県議会定例会議案

香 川 県

令和4年2月県議会定例会議案一覧

第 1 号	令和4年度香川県一般会計予算議案	1
第 2 号	令和4年度香川県特別会計予算議案	25
第 3 号	令和4年度香川県立病院事業会計予算議案	69
第 4 号	令和4年度香川県流域下水道事業会計予算議案	75
第 5 号	令和3年度香川県一般会計補正予算議案	79
第 6 号	令和3年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案	93
第 7 号	香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案	95
第 8 号	香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案	100
第 9 号	香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案	102
第 10 号	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案	109
第 11 号	香川県恩給条例の一部を改正する条例議案	112
第 12 号	香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例議案	113
第 13 号	香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案	114
第 14 号	香川県看護学生修学資金貸付条例及び香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例議案	115
第 15 号	香川県立学校条例の一部を改正する条例議案	117
第 16 号	香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例議案	118
第 17 号	職員の服務の宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	120
第 18 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	121

第 19 号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案	123
第 20 号	香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案	125
第 21 号	香川県産業基盤造成基金条例の一部を改正する条例議案	126
第 22 号	香川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	127
第 23 号	第 2 期かがわ創生総合戦略の変更について	128
第 24 号	香川県県有公共施設等総合管理計画の変更について	129
第 25 号	香川県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定について	130
第 26 号	財産の処分について	131
第 27 号	財産の処分について	132
第 28 号	権利の放棄について	133
第 29 号	流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について	134
第 30 号	工事請負契約の締結について	135
第 31 号	工事請負契約の締結について	136
第 32 号	工事請負契約の締結について	137
第 33 号	工事請負契約の締結について	138
第 34 号	工事請負契約の締結について	139
第 35 号	包括外部監査契約の締結について	140
第 36 号	訴訟の提起について	141
第 37 号	専決処分事項の承認について (令和 3 年度香川県一般会計補正予算)	143

令和4年度当初予算

一般会計

(第 1 号)

第1号

令和4年度香川県一般会計予算議案

令和4年度香川県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ495,280,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、95,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		126,575,011 <small>千円</small>
	1 県 民 税	39,111,000
	2 事 業 税	30,298,000
	3 地 方 消 費 税	30,709,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,066,000
	5 県 た ば こ 税	1,064,000

	6 ゴルフ場利用税	363,000
	7 軽油引取税	9,262,000
	8 自動車税	13,698,000
	9 鉱区税	11
	10 狩猟税	4,000
2 地方消費税清算金		46,235,000
	1 地方消費税清算金	46,235,000
3 地方譲与税		15,529,700
	1 特別法人事業譲与税	14,000,000
	2 地方揮発油譲与税	1,369,000
	3 石油ガス譲与税	45,000

	4 自動車重量譲与税	85,000
	5 森林環境譲与税	23,700
	6 航空機燃料譲与税	7,000
4 地方特例交付金		630,000
	1 地方特例交付金	630,000
5 地方交付税		122,100,000
	1 地方交付税	122,100,000
6 交通安全対策特別交付金		325,000
	1 交通安全対策特別交付金	325,000
7 分担金及び負担金		2,327,672
	1 分担金	66,253

	2 負 担 金	2,261,419
8 使用料及び手数料		6,050,775
	1 使 用 料	4,240,255
	2 手 数 料	1,810,520
9 国 庫 支 出 金		66,792,033
	1 国 庫 負 担 金	23,372,036
	2 国 庫 補 助 金	42,033,155
	3 委 託 金	1,386,842
10 財 産 収 入		8,662,878
	1 財 産 運 用 収 入	317,617
	2 財 産 売 払 収 入	8,345,261

11 寄 附 金		11,596
	1 寄 附 金	11,596
12 繰 入 金		15,165,590
	1 特 別 会 計 繰 入 金	418,101
	2 基 金 繰 入 金	14,747,489
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		48,510,744
	1 延滞金、加算金及び過料等	175,036
	2 県 預 金 利 子	179
	3 公営企業貸付金元利収入	154,043

	4 貸付金元利収入	39,752,657
	5 受託事業収入	589,348
	6 収益事業収入	2,200,642
	7 雑収入	5,638,839
15 県債		36,364,000
	1 県債	36,364,000
歳入合計		495,280,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,159,189 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,159,189
2 総 務 費		34,889,342
	1 総 務 管 理 費	10,046,894
	2 企 画 費	15,809,567
	3 徴 税 費	4,880,090
	4 市 町 村 振 興 費	872,784
	5 選 挙 費	1,191,337
	6 防 災 費	1,522,646

	7 統計調査費	316,637
	8 人事委員会費	115,666
	9 監査委員費	133,721
3 民生費		72,885,092
	1 社会福祉費	56,549,830
	2 児童福祉費	14,103,236
	3 生活保護費	2,224,794
	4 災害救助費	7,232
4 衛生費		26,338,288
	1 公衆衛生費	13,857,509
	2 環境衛生費	4,382,078

	3 保 健 所 費	1,196,017
	4 医 藥 費	6,902,684
5 勞 働 費		1,464,268
	1 勞 政 費	832,187
	2 職 業 訓 練 費	412,957
	3 失 業 对 策 費	158,773
	4 勞 働 委 員 会 費	60,351
6 農 林 水 産 業 費		17,497,965
	1 農 業 費	6,200,272
	2 畜 産 業 費	1,020,379
	3 農 地 費	7,178,262

	4 林 業 費	1,845,920
	5 水 産 業 費	1,253,132
7 商 工 費		55,281,352
	1 商 工 業 費	46,918,226
	2 観 光 費	8,363,126
8 土 木 費		34,679,428
	1 土 木 管 理 費	2,770,752
	2 道 路 橋 梁 費	15,752,880
	3 河 川 海 岸 費	8,940,863
	4 港 湾 費	3,439,126
	5 都 市 計 画 費	2,094,864

	6 住 宅 費	1,680,943
9 警 察 費		26,594,147
	1 警 察 管 理 費	24,707,703
	2 警 察 活 動 費	1,886,444
10 教 育 費		94,404,491
	1 教 育 総 務 費	16,889,955
	2 義 務 教 育 費	43,027,285
	3 高 等 学 校 費	21,240,899
	4 特 別 支 援 学 校 費	8,481,858
	5 社 会 教 育 費	937,416
	6 保 健 体 育 費	3,827,078

11	災 害 復 旧 費		5,764,564
	1	農林水産施設災害復旧費	3,443,000
	2	土木施設災害復旧費	2,321,564
12	公 債 費		61,597,503
	1	公 債 費	61,597,503
13	諸 支 出 金		62,674,371
	1	公 營 企 業 費	3,842,371
	2	地 方 消 費 税 清 算 金	30,611,000
	3	利 子 割 交 付 金	173,000
	4	配 当 割 交 付 金	812,000
	5	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	909,000

	6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,438,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	23,237,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	255,000
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	397,000
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		495,280,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税返礼品贈呈事業	令 和 5 年 度	千円 7,350
県 議 会 議 員 選 挙 費	令 和 5 年 度	6,663
県立ミュージアム等 清掃業務委託事業	令 和 5 年 度	9,300
民俗文化財保存修復事業	令 和 5 年 度	6,027
A I 等 の 活 用 に よ る 業 務 効 率 化 推 進 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	28,761
本庁舎清掃業務委託事業	令 和 5 年 度	41,131
本庁舎警備業務委託事業	令 和 5 年 度	38,378
図 書 館 ・ 文 書 館 清 掃 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度	17,603
自 動 車 税 (種 別 割) 納 税 通 知 書 等 印 刷 事 業	令 和 5 年 度	18,723
全 国 情 報 発 信 推 進 事 業	令 和 5 年 度	14,000

県政広報推進事業	令和5年度	153,934
防災行政無線機能強化事業	令和5年度から 令和10年度まで	250,047
神経難病患者支援強化事業	令和5年度	22,000
産業交流センター管理運営費 (中央監視システム賃借料)	令和5年度から 令和12年度まで	45,198
再就職促進訓練事業	令和5年度から 令和6年度まで	81,612
障害者職業能力開発事業	令和5年度	220
職業訓練充実経費	令和5年度	600
道路維持修繕事業	令和5年度	710,000
河川海岸維持修繕事業	令和5年度	100,000
砂防維持修繕事業	令和5年度	40,000
総合流域防災河川事業	令和5年度から 令和6年度まで	250,000
河川管理施設長寿命化対策事業	令和5年度	110,000
高松港維持管理事業 (港湾施設維持修繕工事)	令和5年度	20,000

高松港コンテナターミナル等 警備業務委託事業	令和5年度	26,500
港湾維持修繕事業	令和5年度	25,000
警察本部庁舎清掃委託費	令和5年度	8,755
警察施設維持管理事業 (警察施設電気代)	令和5年度	150,100
坂出警察署整備事業	令和5年度	122,313
県立学校校務支援システム 整備事業	令和5年度から 令和12年度まで	293,464
特別支援学校給食業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	809,593
特別支援学校 教室不足解消事業	令和5年度から 令和12年度まで	225,296
香川県信用保証協会 に対する損失補償	令和4年度から 令和21年度まで	香川県信用保証協会が令和4年度においてフロンティア融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額に相当する額
香川県信用保証協会 に対する損失補償	令和4年度から 令和21年度まで	香川県信用保証協会が令和4年度において中小企業再生支援融資に係る県内中小企業者の債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金を控除した額のうち、取扱金融機関と香川県信用保証協会が補填した残額に相当する額

公益財団法人香川県農地機構 に対する損失補償	令和4年度 令和14年度 から	令和4年度において、公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益財団法人香川県農地機構に対して農業経営基盤強化促進法に定められた農地売買等事業に係る農用地等の買入資金及び農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図るための業務に要する経費として5,500万円の範囲内で無利子融資する額について、償還期限（機構が期限の利益を喪失した場合には期限の利益の喪失日）後、あるいは機構が破産、民事再生、その他これに類似する法的整理手続開始の申立てを受けた後、機構の保有資産の処分等による弁済を行う等してもなお未弁済額が残存する場合を弁済不能となり損失が発生したものとし、かかる未弁済額と延滞金及び違約金の合計額
---------------------------	-----------------------	--

第3表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
人事管理費	千円 100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
財産管理費	617,000	同上	同上	同上
地域振興費	684,000	同上	同上	同上
直轄空港整備費負担金	119,000	同上	同上	同上
文化振興費	55,000	同上	同上	同上
防災総務費	485,000	同上	同上	同上
障害者福祉費	228,000	同上	同上	同上
老人福祉費	30,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備費	9,000	同上	同上	同上
環境衛生指導費	7,000	同上	同上	同上

豊島廃棄物等 処理施設撤去等事業費	378,000	同上	同上	同上
自然保護費	7,000	同上	同上	同上
環境保全費	26,000	同上	同上	同上
医務費	83,000	同上	同上	同上
家畜保健衛生費	10,000	同上	同上	同上
農地総務費	9,000	同上	同上	同上
土地改良費	363,000	同上	同上	同上
香川用水関連土地改良費	425,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	629,000	同上	同上	同上
林業振興事業費	41,000	同上	同上	同上
林道費	75,000	同上	同上	同上
治山費	358,000	同上	同上	同上

漁港建設費	91,000	同上	同上	同上
観光施設費	43,000	同上	同上	同上
直轄国道改築費負担金	1,680,000	同上	同上	同上
地方道路整備事業費	3,391,000	同上	同上	同上
道路橋梁新設改良費	2,115,000	同上	同上	同上
河川海岸総務費	616,000	同上	同上	同上
自然災害防止事業費	1,548,000	同上	同上	同上
直轄河川改修費負担金	270,000	同上	同上	同上
河川改良費	1,196,000	同上	同上	同上
河川総合開発費	361,000	同上	同上	同上
砂防費	407,000	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策費	108,000	同上	同上	同上

海岸保全費	62,000	同上	同上	同上
直轄港湾改修費負担金	99,000	同上	同上	同上
港湾補修費	125,000	同上	同上	同上
港湾建設費	706,000	同上	同上	同上
都市計画総務費	48,000	同上	同上	同上
都市計画事業費	20,000	同上	同上	同上
街路事業費	360,000	同上	同上	同上
公営住宅建設費	270,000	同上	同上	同上
警察施設整備事業費	745,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業費	406,000	同上	同上	同上
教職員人事費	900,000	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業費	1,671,000	同上	同上	同上

特別支援学校費	452,000	同上	同上	同上
体育施設費	2,110,000	同上	同上	同上
現年農業施設災害復旧費	154,000	同上	同上	同上
現年災害土木復旧費	666,000	同上	同上	同上
現年港湾災害土木復旧費	6,000	同上	同上	同上
単独県費災害土木復旧費	300,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	10,700,000	同上	同上	同上
計	36,364,000			

令和4年度当初予算

特 別 会 計

(第 2 号)

令和4年度香川県特別会計予算議案

令和4年度香川県特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、次の各号に掲げる特別会計ごとに歳入歳出それぞれ当該各号に掲げる額とする。

1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	179,899千円
2	中小企業高度化資金特別会計	134,054
3	臨海工業地帯造成事業特別会計	1,580,130
4	集中管理特別会計	94,718,031
5	証紙特別会計	2,989,001
6	栗林公園特別会計	315,091
7	吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	730,766
8	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	316,624
9	林業・木材産業改善資金特別会計	30,528
10	沿岸漁業改善資金特別会計	40,520
11	駐車場事業特別会計	376,917
12	内陸工業団地造成事業特別会計	41,430
13	県立大学特別会計	869,913
14	奨学金特別会計	448,714
15	県債管理特別会計	65,403,628
16	国民健康保険事業特別会計	95,229,320

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(1) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 5,238
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,238
2 繰 越 金		124,426
	1 繰 越 金	124,426
3 諸 収 入		50,235
	1 貸 付 金 償 還 金	50,234
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		179,899

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付費		千円 179,899
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	179,899
歳 出 合 計		179,899

(2) 中小企業高度化資金特別会計

歳 入

款	項	金額
1 繰越金		千円 1,672
	1 繰越金	1,672
2 諸収入		132,382
	1 貸付金償還金	132,379
	2 雑収入	3
歳入合計		134,054

歳 出

款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 134,054
	1 中 小 企 業 業 高 度 化 資 金 貸 付 費	130,752
	2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 費	3,302
歳 出 合 計		134,054

(3) 臨海工業地帯造成事業特別会計

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		159,838 <small>千円</small>
	1 使用料	159,838
2 繰入金		390,664
	1 他会計繰入金	390,664
3 諸収入		137,628
	1 雑収入	137,628
4 県債		892,000

	1 県 債	892,000
歳 入 合 計		1,580,130

歳 出

款	項	金 額
1 臨海工業地帯造成費		828,000 <small>千円</small>
	1 高松地区埋築費	566,000
	2 観音寺地区埋築費	200,000
	3 草壁地区埋築費	62,000
2 港湾施設整備費		356,461
	1 港湾施設整備費	356,461
3 公 債 費		395,669
	1 公 債 費	395,669
歳 出 合 計		1,580,130

(4) 集中管理特別会計

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 92,644
	1 他会計繰入金	92,644
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		94,625,386
	1 振替収入	94,620,187
	2 雑収入	5,199
歳入合計		94,718,031

歳 出

款	項	金 額
1 集中管理費		千円 94,718,031
	1 給与集中管理費	91,811,397
	2 文書集中管理費	159,396
	3 通信集中管理費	124,342
	4 自動車運行集中管理費	86,213
	5 物品調達費	1,031,478
	6 機械計算事務費	294,205
	7 光熱水費	1,211,000
歳 出 合 計		94,718,031

(5) 証紙特別会計

歳 入

款	項	金額
1 証紙収入		2,989,000 <small>千円</small>
	1 証紙収入	2,989,000
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,989,001

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,989,001 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,989,001
歳 出 合 計		2,989,001

(6) 栗林公園特別会計

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 216,992
	1 使用料	216,992
2 財産収入		47
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	46
3 繰入金		92,726
	1 他会計繰入金	92,726

4 諸 収 入		5,326
	1 雑 入	5,326
歳 入 合 計		315,091
歳 出		
款	項	金 額
1 栗 林 公 園 費		315,091 ^{千円}
	1 栗 林 公 園 費	315,091
歳 出 合 計		315,091

(7) 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計

I 建設勘定

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 4,987
	1 財産運用収入	4,987
2 繰入金		563,861
	1 基金繰入金	401,943
	2 貸付勘定繰入金	161,918
歳入合計		568,848

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		千円 160,160
	1 香 川 用 水 管 理 費	160,160
2 基 金 管 理 費		408,688
	1 基 金 管 理 費	408,688
歳 出 合 計		568,848

Ⅱ 貸 付 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円 161,918
	1 貸 付 金 元 利 収 入	161,918
歳 入 合 計		161,918

歳 出

款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 161,918
	1 貸 付 費	161,918
歳 出 合 計		161,918

(8) 番 の 州 地 区 臨 海 工 業 用 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 3,231
	1 負担金	3,231
2 財産収入		14,225
	1 財産運用収入	14,225
3 繰入金		299,166
	1 基金繰入金	299,166
4 繰越金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		316,624
歳出		
款	項	金額
1 1番の州地区臨海工業用 土地造成費		千円 316,624
	1 1番の州地区埋築費	316,624
歳出合計		316,624

(9) 林業・木材産業改善資金特別会計

I 貸付勘定

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1
	1 業務勘定繰入金	1
2 繰越金		26,295
	1 繰越金	26,295
3 諸収入		3,704
	1 貸付金償還金	3,704
歳入合計		30,000

歳 出

款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 30,000
	1 林業・木材産業改善資金 貸 付 費	30,000
歳 出 合 計		30,000

Ⅱ 業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 526
	1 一 般 会 計 繰 入 金	526
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 利 子 収 入	1
歳 入 合 計		528

歳 出

款	項	金 額
1 運 営 費		千円 528
	1 運 営 費	528
歳 出 合 計		528

(10) 沿岸漁業改善資金特別会計

I 貸付勘定

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 10
	1 業務勘定繰入金	10
2 繰越金		27,491
	1 繰越金	27,491
3 諸収入		12,499
	1 貸付金償還金	12,499
歳入合計		40,000

歲 出		
款	項	金 額
1 貸 付 費		千円 40,000
	1 沿岸漁業改善資金貸付費	40,000
歲 出 合 計		40,000

Ⅱ 業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 509
	1 一 般 会 計 繰 入 金	509
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		1
	1 利 子 収 入	1
歳 入 合 計		520

歳 出		
款	項	金 額
1 運 営 費		千円 520
	1 運 営 費	520
歳 出 合 計		520

(11) 駐 車 場 事 業 特 別 会 計

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 157,436
	1 使 用 料	157,436
2 財 産 収 入		5,243
	1 財 産 運 用 収 入	5,243
3 繰 入 金		197,236
	1 他 会 計 繰 入 金	197,236
4 繰 越 金		2

	1 繰越金	2
5 県債		17,000
	1 県債	17,000
歳入合計		376,917
歳出		
款	項	金額
1 駐車場事業費		178,831 <small>千円</small>
	1 駐車場管理事業費	178,831
2 公債費		198,086
	1 公債費	198,086
歳出合計		376,917

(12) 内陸工業団地造成事業特別会計

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 41,430
	1 財産運用収入	41,430
歳入合計		41,430

歳 出

款	項	金額
1 内陸工業団地造成費		千円 41,430
	1 高松東地区造成費	41,430
歳出合計		41,430

(13) 県立大学特別会計

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 230,475
	1 使用料	196,123
	2 手数料	34,352
2 寄附金		200
	1 寄附金	200
3 繰入金		630,102
	1 他会計繰入金	630,102

4 諸 収 入		9,136
	1 受 託 事 業 収 入	700
	2 雑 入	8,436
歳 入 合 計		869,913
歳 出		
款	項	金 額
1 県 立 大 学 費		千円 869,913
	1 県 立 大 学 費	869,913
歳 出 合 計		869,913

(14) 奨学金特別会計

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 5
	1 財産運用収入	5
2 寄附金		5,000
	1 寄附金	5,000
3 繰入金		83,898
	1 一般会計繰入金	82,181
	2 基金繰入金	1,717

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		359,810
	1 貸付金償還金	359,808
	2 雑収入	2
歳入合計		448,714

歳 出		
款	項	金 額
1 奨学金貸付費		千円 435,996
	1 奨学金貸付費	435,996
2 奨学金給付費		12,718
	1 奨学金給付費	12,718
歳 出 合 計		448,714

(15) 県債管理特別会計

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 61,421,628
	1 他会計繰入金	61,421,628
2 県債		3,982,000
	1 県債	3,982,000
歳入合計		65,403,628

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		65,403,628 <small>千円</small>
	1 公 債 費	65,403,628
歳 出 合 計		65,403,628

(16) 国民健康保険事業特別会計

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		25,017,711 千円
	i 負担金	25,017,711
2 国庫支出金		25,289,500
	1 国庫負担金	17,454,478
	2 国庫補助金	7,835,022
3 前期高齢者交付金		36,358,708
	1 前期高齢者交付金	36,358,708

4	共同事業交付金		191,848
	1	共同事業交付金	191,848
5	財産収入		486
	1	財産運用収入	486
6	繰入金		8,325,941
	1	他会計繰入金	5,554,627
	2	基金繰入金	2,771,314
7	諸収入		45,126
	1	雑収入	45,126
		歳入合計	95,229,320

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険 運営事業費		95,184,108 <small>千円</small>
	1 国民健康保険運営事業費	95,184,108
2 諸 支 出 金		45,212
	1 諸 支 出 金	45,212
歳 出 合 計		95,229,320

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
栗林公園活性化事業	令和 5 年 度	千円 8,580
高松港旅客ターミナルビル等 清掃業務委託事業	令和 5 年 度	19,000
高松港旅客ターミナルビル等 警備業務委託事業	令和 5 年 度	24,000
高等学校等奨学事業	令和 5 年 度 か 令和 8 年 度 ま で	157,414
大学生等奨学事業	令和 5 年 度 か 令和 9 年 度 ま で	110,117

第3表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨海工業地帯造成事業費	千円 892,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
駐車場事業費	17,000	同上	同上	同上
借換債（県債管理特別会計）	3,982,000	同上	同上	同上
計	4,891,000			

令和4年度当初予算
香川県立病院事業会計

(第 3 号)

第3号

令和4年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	214,835 人
外 来	351,229 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	589 人
外 来	1,445 人
(4) 主な建設改良事業	
病院整備事業	81,516 千円
医療器械整備事業	947,468 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		29,037,911 千円
第1項 医業収益		23,384,201 千円

第2項 医業外収益	5,653,709 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 病院事業費用	29,211,863 千円
第1項 医業費用	28,170,500 千円
第2項 医業外費用	1,028,390 千円
第3項 特別損失	12,973 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額774,604千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,782,338 千円
第1項 企業債	867,000 千円
第2項 出資金	758 千円
第3項 他会計からの長期借入金	44,840 千円
第4項 補助金	108,557 千円
第5項 負担金	761,183 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,556,942 千円
第1項 建設改良費	1,028,984 千円
第2項 企業債償還金	1,442,262 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	85,696 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 5 年 度	千円 17,251
中央病院物流管理システム 運 用 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	150,480
中央病院医薬品搬送業務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	43,732
中央病院診療材料調達 管 理 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	7,260
中央病院手術室・中央滅菌材料室 管 理 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	448,589
中央病院給食業務委託事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	943,144
中央病院洗濯及びベッドメイキング 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	239,286
中央病院寝具等 賃 借 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	75,216
中央病院清掃業務委託事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	401,016
中央病院建物設備総合維持管理業務 及 び 警 備 業 務 委 託 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	586,410

丸亀病院病院情報システム 機器保守業務委託事業	令和5年度から 令和11年度まで	25,387
丸亀病院病院情報システム 運用保守支援業務委託事業	令和5年度から 令和11年度まで	104,714
丸亀病院給食業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	297,585
丸亀病院施設管理、 警備・窓口業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	95,040
白鳥病院警備業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	69,999
白鳥病院診療材料等 物流管理業務事業	令和5年度から 令和7年度まで	令和5年度から令和7年度までの白鳥病院における医業収益総額の16.7/100に相当する額
白鳥病院医事会計業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	92,195
白鳥病院寄附講座	令和5年度から 令和6年度まで	60,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 医療施設整備 事業費	千円 80,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医療器械整備 事業費	787,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,277,681千円
- (2) 交際費 150千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

- へき地医療拠点病院運営費補助 9,126千円
- 県立病院運営費補助 31,806千円
- 救命救急センター運営費補助 135,280千円
- がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 12,000千円
- 搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助 3,541千円
- 香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助 4,910千円
- 新人看護職員研修事業補助 1,760千円

香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円
産科医等確保支援事業費補助	1,550 千円
救急患者退院コーディネーター事業費補助	6,482 千円
指導医養成支援事業補助	53 千円
香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助	1,154,000 千円
遠隔医療設備整備事業補助	2,450 千円
ドクターヘリ導入促進事業補助	8,958 千円
看護職員処遇改善事業補助	22,081 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	77,990 千円
病床機能分化連携基盤整備事業補助	5,500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 及 び 備 品	手術室・ICU用生体情報モニタリングシステム	1 式
	同 上	放射線体腔内治療装置	1 式
	同 上	病院情報システム	1 式

令和4年度当初予算
香川県流域下水道事業会計

(第 4 号)

令和4年度香川県流域下水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	3市5町
(2) 年間総処理水量	11,065,000 m ³
(3) 1日平均処理水量	30,316 m ³
(4) 建設改良事業	712,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		1,994,847 千円
第1項 営業収益		764,569 千円
第2項 営業外収益		1,230,278 千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		1,994,847 千円
第1項 営業費用		1,955,811 千円
第2項 営業外費用		39,036 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額244,745千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,889千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,174千円、損益勘定留保資金220,682千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		712,400 千円
第1項 企 業 債		168,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金		350,500 千円
第3項 建 設 負 担 金		181,903 千円
第4項 他 会 計 補 助 金		11,997 千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		957,145 千円
第1項 建 設 改 良 費		712,400 千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費		835 千円
第3項 企 業 債 償 還 金		243,910 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処理業務委託事業 (大東川処理区)	令和5年度	107,000 千円
下水汚泥処理業務委託事業 (金倉川処理区)	令和5年度	76,000
幹線管渠維持修繕工事 (大東川処理区)	令和5年度	1,500

幹線管渠維持修繕工事 (金倉川処理区)	令和5年度	1,500
浄化センター改築工事(電気設備) (大東川処理区)	令和5年度	140,000
浄化センター改築工事(電気設備) (金倉川処理区)	令和5年度	130,000
浄化センター改築工事(機械設備) (金倉川処理区)	令和5年度	90,000
中継ポンプ場改築工事(電気設備) (大東川処理区)	令和5年度	140,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県流域下水道事業建設改良費	千円 168,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

39,526千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,695千円である。

令和3年度補正予算

一般会計

(第5号)

令和3年度香川県一般会計補正予算議案

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,778,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ554,060,092千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 2,522,219	千円 273,556	千円 2,795,775
	1 分 担 金	57,850	15,085	72,935
	2 負 担 金	2,464,369	258,471	2,722,840
9 国庫支出金		104,013,164	10,366,990	114,380,154
	1 国 庫 負 担 金	23,552,240	10,000	23,562,240
	2 国 庫 補 助 金	78,874,757	10,356,990	89,231,747

12 繰入金		21,354,126	137,708	21,491,834
	2 基金繰入金	17,901,837	137,708	18,039,545
14 諸収入		48,931,943	60,084	48,992,027
	5 受託事業収入	1,141,368	15,807	1,157,175
	8 雑収入	5,420,377	44,277	5,464,654
15 県債		60,681,000	3,940,000	64,621,000
	1 県債	60,681,000	3,940,000	64,621,000
歳入合計		539,281,754	14,778,338	554,060,092

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 35,192,984	千円 880,488	千円 36,073,472
	2 企画費	9,546,159	692,725	10,238,884
	4 市町村振興費	848,405	314	848,719
	6 防災費	1,317,193	187,449	1,504,642
3 民生費		73,745,445	2,808,809	76,554,254
	1 社会福祉費	57,224,398	2,804,187	60,028,585
	2 児童福祉費	14,208,472	4,622	14,213,094
4 衛生費		41,784,577	235,451	42,020,028
	1 公衆衛生費	26,678,105	134,111	26,812,216

	2 環 境 衛 生 費	4,710,415	27,880	4,738,295
	4 医 藥 費	9,219,748	73,460	9,293,208
6 農 林 水 產 業 費		17,302,603	1,097,860	18,400,463
	1 農 業 費	5,967,485	16,000	5,983,485
	3 農 地 費	7,431,916	921,015	8,352,931
	4 林 業 費	1,682,540	160,845	1,843,385
7 商 工 費		78,069,208	2,107,900	80,177,108
	1 商 工 業 費	72,371,214	10,000	72,381,214
	2 觀 光 費	5,697,994	2,097,900	7,795,894
8 土 木 費		40,962,138	6,395,351	47,357,489
	2 道 路 橋 梁 費	17,843,694	3,346,480	21,190,174

	3 河川海岸費	12,581,762	2,228,815	14,810,577
	4 港湾費	3,811,546	628,806	4,440,352
	5 都市計画費	2,328,206	191,250	2,519,456
10 教育費		96,373,469	1,249,479	97,622,948
	1 教育総務費	17,593,808	416,506	18,010,314
	3 高等学校費	21,183,846	832,973	22,016,819
11 災害復旧費		5,765,051	3,000	5,768,051
	2 土木施設災害復旧費	2,322,051	3,000	2,325,051
歳出合計		539,281,754	14,778,338	554,060,092

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費			千円 780,174
	2 企 画 費		592,725
		離 島 道 路 整 備 交 付 金 事 業 費	208,060
		離 島 砂 防 事 業 費	156,550
		離 島 地 す べ り 対 策 事 業 費	78,780
		離 島 総 合 流 域 防 災 砂 防 事 業 費	35,350
		離 島 堰 堤 改 良 費	51,790
		離 島 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	4,035
		離 島 地 方 港 湾 改 修 事 業 費	40,440
		市 町 離 島 特 定 漁 港 漁 場 整 備 事 業	5,400
		漁 港 機 能 増 進 事 業	12,320
	6 防 災 費		187,449
		防 災 情 報 シ ス テ ム 改 修 事 業	10,000
		震 度 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク 改 修 事 業	177,449

3 民生費			11,187
	1 社会福祉費		11,187
		医療的ケア児等に対する支援対策事業	2,000
		障害者施設支援事業	9,187
4 衛生費			194,286
	1 公衆衛生費		93,506
		広域集団接種センター設置・運営事業	93,506
	2 環境衛生費		27,880
		瀬戸内海国立公園等魅力向上事業	27,880
	4 医薬費		72,900
地域医療連携ネットワーク整備事業		72,900	
6 農林水産業費			996,990
	3 農地費		836,145
		経営体育成基盤整備事業	345,979
		県営基幹水利施設 ストックマネジメント事業	67,200
		県営ため池等整備事業（一般型）	150,465
		県営ため池等整備事業 （地域ため池総合整備事業）	272,501

	4 林業費		160,845
		造林事業（国補）	62,745
		林道補助事業	21,450
		治山事業	76,650
7 商工費			2,107,900
	1 商工業費		10,000
		企業誘致事業	10,000
	2 観光費		2,097,900
		県内宿泊等促進事業	2,097,900
8 土木費			6,080,101
	2 道路橋梁費		3,132,480
		道路メンテナンス費	533,280
		道路災害防除費	393,900
		道路改築費	1,333,200
		道路環境改善費	27,770
		道路整備交付金事業費	844,330
	3 河川海岸費		2,128,815

		広 域 河 川 改 修 費	663,190
		総 合 流 域 防 災 河 川 事 業 費	66,170
		河 川 管 理 施 設 長 寿 命 化 対 策 事 業 費	20,220
		河 川 管 理 施 設 修 繕 事 業 費	260,830
		綾 川 治 水 ダ ム 建 設 事 業 費	172,000
		湊 川 総 合 開 発 費	43,000
		堰 堤 改 良 費	123,080
		砂 防 事 業 費	521,970
		総 合 流 域 防 災 砂 防 事 業 費	136,150
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	62,565
		津 波 等 対 策 海 岸 事 業 費	14,150
		海 岸 保 全 施 設 長 寿 命 化 対 策 事 業 費	45,490
	4	港 湾 費	628,806
		直 轄 港 湾 改 修 費 負 担 金	279,000
		津 波 等 対 策 港 湾 海 岸 事 業 費	349,806
	5	都 市 計 画 費	190,000
		街 路 整 備 交 付 金 事 業 費	190,000

10 教育費			1,249,479
1 教育総務費			416,506
	県立学校 I C T 環境整備事業 (特別支援教育課)		59,608
	私立学校 I C T 教育設備整備促進事業		356,898
3 高等学校費			832,973
	県立学校 I C T 環境整備事業 (高校教育課)		832,973
計			11,420,117

第 3 表

地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
地 域 振 興 費	千円 745,000	千円 258,000	千円 1,003,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
防 災 総 務 費	1,000	88,000	89,000	同 上	同 上	同 上
自 然 保 護 費	14,000	13,000	27,000	同 上	同 上	同 上
土 地 改 良 費	341,000	107,000	448,000	同 上	同 上	同 上
香川用水関連土地改良費	557,000	94,000	651,000	同 上	同 上	同 上
農地防災事業費	585,000	144,000	729,000	同 上	同 上	同 上
治 山 費	302,000	39,000	341,000	同 上	同 上	同 上
直轄国道改築費負担金	1,500,000	213,000	1,713,000	同 上	同 上	同 上
地方道路整備事業費	4,289,000	421,000	4,710,000	同 上	同 上	同 上
道路橋梁新設改良費	1,877,000	1,027,000	2,904,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川改修費負担金	180,000	100,000	280,000	同 上	同 上	同 上

河川改良費	1,087,000	484,000	1,571,000	同上	同上	同上
河川総合開発費	1,295,000	177,000	1,472,000	同上	同上	同上
砂防費	524,000	321,000	845,000	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策費	85,000	29,000	114,000	同上	同上	同上
海岸保全費	39,000	29,000	68,000	同上	同上	同上
直轄港湾改修費負担金	159,000	167,000	326,000	同上	同上	同上
港湾建設費	648,000	159,000	807,000	同上	同上	同上
街路事業費	336,000	67,000	403,000	同上	同上	同上
現年災害土木復旧費	666,000	3,000	669,000	同上	同上	同上
計	60,681,000	3,940,000	64,621,000			

令和3年度補正予算
香川県流域下水道事業会計

(第 6 号)

第6号

令和3年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和3年度香川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 建設改良事業	723,700 千円	117,000 千円	840,700 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	723,700 千円	117,000 千円	840,700 千円
第1項 企業債	129,000 千円	28,000 千円	157,000 千円
第2項 国庫補助金	396,050 千円	58,500 千円	454,550 千円
第3項 建設負担金	164,712 千円	29,250 千円	193,962 千円
第4項 他会計補助金	33,938 千円	1,250 千円	35,188 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	974,420 千円	117,000 千円	1,091,420 千円
第1項 建設改良費	723,700 千円	117,000 千円	840,700 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条の表限度額の欄中「129,000千円」を「157,000千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「342,644千円」を「343,894千円」に改める。

予 算 外 議 案

(第 7 号～第 37 号)

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																				
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td>(5) 香川県立農業大学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術研修科</td> <td>受講料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-decoration: underline;">就農準備研修（Ⅰ期）</td> <td>1人につき1研修</td> <td style="text-decoration: underline;">23,320円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-decoration: underline;">就農準備研修（Ⅱ期）</td> <td>1人につ</td> <td style="text-decoration: underline;">23,320円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(4) 略				(5) 香川県立農業大学校				略				技術研修科	受講料				就農準備研修（Ⅰ期）	1人につき1研修	23,320円		就農準備研修（Ⅱ期）	1人につ	23,320円	<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td>(5) 香川県立農業大学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術研修科</td> <td>受講料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-decoration: underline;">就農準備研修</td> <td>1人につき1研修</td> <td style="text-decoration: underline;">17,800円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(4) 略				(5) 香川県立農業大学校				略				技術研修科	受講料				就農準備研修	1人につき1研修	17,800円
種別	区分	単位	金額																																																																		
1 略																																																																					
2 公の施設の使用料																																																																					
(1)～(4) 略																																																																					
(5) 香川県立農業大学校																																																																					
略																																																																					
技術研修科	受講料																																																																				
	就農準備研修（Ⅰ期）	1人につき1研修	23,320円																																																																		
	就農準備研修（Ⅱ期）	1人につ	23,320円																																																																		
種別	区分	単位	金額																																																																		
1 略																																																																					
2 公の施設の使用料																																																																					
(1)～(4) 略																																																																					
(5) 香川県立農業大学校																																																																					
略																																																																					
技術研修科	受講料																																																																				
	就農準備研修	1人につき1研修	17,800円																																																																		

き1研修

略

(6)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～138 略			
139 電気工事士免状書換え手数料		1件	2,700円
140～145 略			
146 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	略 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件	98,000円
147 略			
148 液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
149～419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査	1頭1回	720円

略

(6)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～138 略			
139 電気工事士免状書換え手数料		1件	2,100円
140～145 略			
146 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	略 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件	11万円
147 略			
148 液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
149～419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査	1頭1回	400円

	結核検査 略	1頭1回	770円
421・422 略			
422の2 動物 用生物学的製 剤使用許可申 請手数料	豚熱予防液使用	1頭1回	70円
423～435 略			
436 畜舎建築 利用計画認定 申請手数料		1件	7,000円
436の2 畜舎 建築利用計画 変更認定申請 手数料		1件	7,000円
436の3 認定 畜舎等仮使用 認定申請手 料		1件	6,000円
437～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の行政書士試験	1件 10,400円
2～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき11,600円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年

	結核検査 略	1頭1回	360円
421・422 略			
423～435 略			
436 削除			
437～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の行政書士試験	1件 7,000円
2～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき9,300円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年

<p>丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p>	<p>法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>10,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>9,800円</u></p> <p>1件につき<u>11,600円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>11,600円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>10,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>9,800円</u></p>	<p>丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p>	<p>法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>8,700円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>8,200円</u></p> <p>1件につき<u>9,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>9,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>8,700円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>8,200円</u></p>
<p>7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験</p> <p>第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p> <p>第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p>	<p>1件につき<u>9,000円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>8,500円</u></p> <p>1件につき<u>7,200円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>6,700円</u></p>	<p>7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験</p> <p>第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p> <p>第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p>	<p>1件につき<u>7,900円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>7,400円</u></p> <p>1件につき<u>6,200円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき<u>5,700円</u></p>
<p>8 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>1件につき<u>23,200円</u>。ただし、</p>	<p>8 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>1件につき<u>21,400円</u>。ただし、</p>

び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき22,700円	
9～14 略		
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	1件	8,200円

び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき20,900円	
9～14 略		
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	1件	7,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第8号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前									
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。									
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）									
1 高松港港湾施設使用料					1 高松港港湾施設使用料									
種別	区分		単位	金額	備考	種別	区分		単位	金額	備考			
1～10	略					1～10	略							
11 港湾環境整備施設使用料	香西 西地 区港 湾緑 地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	400円	<u>回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。</u>	11 港湾環境整備施設使用料	香西 西地 区港 湾緑 地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	400円		
		略		略					略		略			
		会議室		1時間につき	330円	略			会議室		1室につき午前9時から午後5時まで	2,340円	2室に分割してその一方を利用する場合の使用料は、5割とする。	
							1室につき午前9時から正午まで	990円						
							1室につき午後1時から午	1,340円						

		略							

備考
略
2～4 略

						後5時まで			
		略							

備考
略
2～4 略

附 則
この条例は、令和4年5月1日から施行する。

第9号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(手数料の額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納入等) 第4条 略 2 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）が行う同条第2項に規定する特定講習を受けようとする者は、別表第7の<u>30</u>の項に定める手数料を、受講の際に、当該指定講習機関に納めなければならない。 3 略</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 1134 1064 1444"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料</td> <td></td> <td>1件につき<u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">9～17 略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	金額	1～7 略			8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,600円</u>	9～17 略			<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略</p> <p>(指定試験機関等への納入等) 第4条 略 2 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）が行う同条第2項に規定する特定講習を受けようとする者は、別表第7の<u>29</u>の項に定める手数料を、受講の際に、当該指定講習機関に納めなければならない。 3 略</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1134 2047 1444"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～7 略</td> </tr> <tr> <td>8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料</td> <td></td> <td>1件につき<u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">9～17 略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	金額	1～7 略			8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,800円</u>	9～17 略		
種別	区分	金額																							
1～7 略																									
8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,600円</u>																							
9～17 略																									
種別	区分	金額																							
1～7 略																									
8 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		1件につき <u>1,800円</u>																							
9～17 略																									

備考
略

別表第7 (第2条関係)

種別	区分	金額
1～18 略		
19 認知機能検査手数料		1件につき1,050円
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1回につき1,200円
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1回につき1,450円
21 運転技能検査手数料		1件につき3,550円
22 限定解除審査手数料	略	
23～29 略		
30 講習手数料	(1)～(11) 略	
	(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この項において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	1回につき6,450円

備考
略

別表第7 (第2条関係)

種別	区分	金額
1～18 略		
19 認知機能検査手数料		1件につき750円
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1回につき800円
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1回につき1,400円
21 限定解除審査手数料	略	
22～28 略		
29 講習手数料	(1)～(11) 略	
	(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。) イ 小型特殊自動車免許以	1回につき5,100円

イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

1回につき2,900円

外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習

1回につき7,950円

(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習

1回につき5,100円

ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

1回につき5,800円

エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基

1回につき2,250円

	(13) 略				
	(14) <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	<u>1時間につき2,250円</u>			
	(15) <u>法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u>	略			
31 任意運転者講習手数料	<u>令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）</u>	<u>1回につき1,350円</u>			
				<u>づいて行うものを除く。)</u>	
				オ <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u>	
				(ア) <u>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習</u>	<u>1回につき4,450円</u>
				(イ) <u>(ア)に掲げる講習以外の講習</u>	<u>1回につき2,250円</u>
				カ <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u>	<u>1回につき2,350円</u>
				(13) 略	
				(14) <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	略
				<u>法第108条の2第2項に規定する講習</u>	
				(1) <u>令第37条の6第2号に</u>	<u>1回につき1,350円</u>

--	--	--

32 略

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
------	-----	------

略

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

<u>規定する講習（任意運転者講習）</u>	
<u>(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習で、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するもの（任意高齢者簡易講習）</u>	<u>1時間につき1,800円</u>
<u>(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）</u>	<u>1回につき2,650円</u>

31 略

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
------	-----	------

略

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、26の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。		

附 則

この条例中別表第6の改正規定は令和4年4月1日から、第4条及び別表第7の改正規定は同年5月13日から施行する。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案

(香川県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例(昭和27年香川県条例第22号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者 <u>(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>

(香川県恩給条例の一部改正)

第2条 香川県恩給条例(昭和29年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(恩給法準用者であった者に対する通算退職年金等の給与)</p> <p>8 略</p> <p><u>(民法の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。</u></p> <p>(1) <u>民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行の日(次号及び次項において「改正法施行日」という。)の前日において第25条第1項から第3項までの規定による増加恩給について第42条第1項、第</u></p>	<p>附 則</p> <p>(恩給法準用者であった者に対する通算退職年金等の給与)</p> <p>8 略</p>

2項、第4項及び第5項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第2項、第4項及び第5項の規定

(2) 改正法施行日の前日において第48条第1項の規定による扶助料について第52条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

10 改正法施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第48条第1項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに第50条及び第57条第1項の規定の適用については、第48条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「、20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、第50条及び第57条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。

(香川県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年香川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第10条 香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>定める額</u>を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族（香川県恩給条例第52条第3項に規定する扶養遺族をいう。次号において同じ。）である子が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。）附則第14条第1項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に掲げる額</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第10条 香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に<u>掲げる額</u>を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族（香川県恩給条例第52条第3項に規定する扶養遺族をいう。）である子（<u>18歳以上20歳未満の子</u>にあつては、<u>重度障害である者に限る。</u>）が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。）附則第14条第1項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 扶養遺族である子（<u>前号に規定する子に限る。</u>）が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に掲げる額</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(香川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 次の各号に掲げる者については、第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者
 - (2) 改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者
(香川県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正法の施行の日の前日において香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料について第3条の規定による改正前の香川県恩給条例等の一部を改正する条例附則第10条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する香川県恩給条例第52条第3項及び第3条の規定による改正後の香川県恩給条例等の一部を改正する条例（以下この項において「新昭和51年恩給条例等改正条例」という。）附則第10条第1項の規定の適用については、香川県恩給条例第52条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、新昭和51年恩給条例等改正条例附則第10条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子（18歳以上20歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては、重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

第11号

香川県恩給条例の一部を改正する条例議案

香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(恩給権の譲渡、担保の禁止)</p> <p>第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。</p> <p>2 略</p>	<p>(恩給権の譲渡、担保の禁止)</p> <p>第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。<u>ただし、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例議案

香川県自然海浜保全条例（昭和55年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自然海浜保全地区の指定等) 第4条 略</p> <p>(1) <u>水際線付近又はその水深がおおむね20メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下この号において「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（<u>損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。</u>）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>(自然海浜保全地区の指定等) 第4条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの</p> <p>(2) 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの</p> <p>2～9 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第13号

香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県民生委員定数条例（平成26年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
略		民生委員の定数は、次の表のとおりとする。	
市町の区域	定数	市町の区域	定数
丸亀市	<u>205人</u>	丸亀市	<u>204人</u>
略		略	
三木町	<u>53人</u>	三木町	<u>52人</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

香川県看護学生修学資金貸付条例及び香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例議案

(香川県看護学生修学資金貸付条例の一部改正)

第1条 香川県看護学生修学資金貸付条例(昭和38年香川県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付契約の解除及び貸付けの休止)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなく第11条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時停止することができる。</p>	<p>(貸付契約の解除及び貸付けの休止)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなく第11条に規定する学業成績表又は健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時停止することができる。</p>
<p>(学業成績表の提出)</p> <p>第11条 修学生は、規則の定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(学業成績表等の提出)</p> <p>第11条 修学生は、規則の定めるところにより、毎年学業成績表及び健康診断書を知事に提出しなければならない。</p>

(香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 香川県獣医学生修学資金貸付条例(平成4年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなく第10条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。</p>	<p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、修学生が正当な理由がなく第10条に規定する学業成績表又は健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。</p>
<p>(学業成績表の提出)</p> <p>第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提</p>	<p>(学業成績表等の提出)</p> <p>第10条 修学生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表及び健康診</p>

出しなければならない。

断書を知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

香川県立学校条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 略			(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校及び特別支援学校を次の表のとおり設置する。		
県立学校の種類	名 称	位 置	県立学校の種類	名 称	位 置
略			略		
特別支援学校	<u>香川県立小豆島みんなの支援学校</u>	<u>小豆郡小豆島町</u>	特別支援学校		
	<u>香川県立香川東部養護学校</u>	さぬき市		香川県立香川東部養護学校	さぬき市
	略			略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第16号

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例議案

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。））、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(1) <u>労働者又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受け、又は受けていた事業者</u></p> <p>(3) <u>前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者</u></p> <p>(4) <u>役員 当該役員に職務を行わせる事業者又は当該事業者が他の事業</u></p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（<u>労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務提供先をいう。以下同じ。）</u>）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣をする事業者が当該派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業者は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該役員に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い（解任を除く。）をしてはならない。

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業者が当該派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第17号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、一般職員にあつては規則、警察職員にあつては公安委員会規則、公立学校職員にあつては教育委員会規則で定める様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、一般職員にあつては規則、警察職員にあつては公安委員会規則、公立学校職員にあつては教育委員会規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければ<u>その職務を行つてはならない</u>。</p> <p>2 略</p>

(香川県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安委員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに公安委員となった者は、別記様式による宣誓書を<u>知事に提出</u>してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>	<p>(公安委員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに公安委員となった者は、<u>知事の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) <u>その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「<u>特定職</u>」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 40px;">員</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 略</p> <p style="padding-left: 40px;">イ・ウ 略</p> <p style="text-align: center;">(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p>	<p style="text-align: center;">(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p> <p style="padding-left: 40px;">イ・ウ 略</p> <p style="text-align: center;">(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則</u></p>

で定める非常勤職員

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当) 第23条 略</p> <p>(1)～(7) 略 <u>(8) 夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を置く中学校の職員が本務として夜間学級の業務に従事する場合</u> 2 略</p>	<p>(特殊勤務手当) 第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。 (1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
 (義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 略</p> <p>(1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、<u>第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）</u>、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。） (2)～(9) 略</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。） (2)～(9) 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、<u>第22条、第22条の2、第23条(同条第1項第8号に係るものに限る。)</u>、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、第22条、第22条の2、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第3条 略</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,495人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,524人</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,527人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,560人</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第21号

香川県産業基盤造成基金条例の一部を改正する条例議案

香川県産業基盤造成基金条例（昭和39年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業並びに東京都及びその周辺地域における拠点機能の確保に関する事業の財源に充てるため、香川県産業基盤造成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。</u></p> <p>(処分) 第5条 略</p> <p>(1)～(4) 略 <u>(5) 東京都及びその周辺地域における情報発信・収集機能、交流機能その他の拠点機能の確保に関する事業の財源に充てる場合</u></p>	<p>(設置) 第1条 近代産業の育成に必要な立地条件の整備及び観光資源の開発促進に必要な事業の財源に充てるため、香川県産業基盤造成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第2条 基金は、各会計年度末において、一般財源に余裕がある場合に積み立てるものとし、その額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。</p> <p>(処分) 第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。 (1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

香川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

香川県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合<u>並びに</u>同条第2項及び第4項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(財政安定化基金拠出金)</p> <p>第8条 法第81条の2第5項の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合<u>及び</u>同条第2項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(財政安定化基金拠出金)</p> <p>第8条 法第81条の2第4項の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 平成30年4月1日から<u>平成36年3月31日</u>までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第23号

第2期かがわ創生総合戦略の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第2期かがわ創生総合戦略を変更することについて、議会の議決を求める。

第24号

香川県県有公共施設等総合管理計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県県有公共施設等総合管理計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第25号

香川県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで香川県の公金の収納及び支払の事務を次の金融機関に取り扱わせる。

記

高松市亀井町5番地の1 株式会社百十四銀行

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

1	売却物件	土地			
		東京都港区三田一丁目5番1号	外5筆 宅地		5,217.66 m ²
		建物			
		(東京讃岐会館)			
		鉄筋コンクリート造地下1階12階建て	1棟 延床面積		3,283.14 m ²
		鉄筋コンクリート造地下1階3階建て	1棟 延床面積		1,046.29 m ²
		コンクリートブロック造平屋建て	1棟 延床面積		6.01 m ²
		木造2階建て	1棟 延床面積		51.06 m ²
		木造平屋建て	1棟 延床面積		17.12 m ²
		軽量鉄骨造平屋建て	1棟 延床面積		29.16 m ²
		(職員住宅)			
		鉄筋コンクリート造地下1階3階建て	2棟 延床面積		979.00 m ²
		鉄筋コンクリート造地下3階建て	1棟 延床面積		386.98 m ²
2	売却金額	8,036,326,000円			
3	売却先	東京都港区三田一丁目4番80号			
		三田小山町西地区市街地再開発組合			

第27号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|--------|--------------|--------------------------|
| 1 売却物件 | 高松市朝日新町1番63 | |
| | 雑種地 | 24,682.48 m ² |
| 2 売却金額 | 422,070,408円 | |
| 3 売却先 | 高松市天神前10番12号 | |
| | 株式会社合田不動産 | |

権利の放棄について

県立中央病院及び県立白鳥病院に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区 分	調 定 年 度	主 た る 債 務 者	放 棄 す る 権 利 の 内 容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第29号

流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和4年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

(1) 大東川処理区

市 町 名	負 担 額
丸 亀 市	流入水量に1立方メートル当たり72円66銭を乗じて得た額
坂 出 市	同 上
宇 多 津 町	同 上
綾 川 町	同 上

(2) 金倉川処理区

市 町 名	負 担 額
善 通 寺 市	流入水量に1立方メートル当たり64円06銭を乗じて得た額
琴 平 町	同 上
多 度 津 町	同 上
まんのう町	同 上

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 県道高松坂出線（五色台工区）道路改築工事（五色台トンネル）（坂出側工区）
- 2 工事場所 坂出市青海町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 3,023,539,200円
- 5 工事請負人 高松市片原町11番地1

安藤・間・真部特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社安藤・間四国支店

支店長 田邊 裕之

株式会社真部組

代表取締役 真部 知典

第31号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 12,527,956,100円
- 5 工事請負人 高松市中央町11番11号
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大林組四国支店
執行役員支店長 佐々木 嘉仁
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一
株式会社菅組
代表取締役 菅 徹夫

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 新香川県立体育館（仮称）空調設備工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 1,994,842,300円
- 5 工事請負人 高松市兵庫町8番地1

三建設備・三喜工事・雉鳥工業特定建設工事共同企業体

代表者 三建設備工業株式会社四国営業所

所長 白川 洋

三喜工事株式会社

代表取締役 菊井 雄二

雉鳥工業株式会社

代表取締役 渡邊 浩徳

第33号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 新香川県立体育館（仮称）電気設備工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 1,853,872,900円
- 5 工事請負人 高松市花ノ宮町二丁目3番9号
四電工・三和電業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社四電工
取締役社長 関谷 幸男
三和電業株式会社
代表取締役 山地 一慶

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）給排水衛生設備工事
- 2 工事場所 高松市サンポート
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 794,860,000円
- 5 工事請負人 観音寺市坂本町七丁目2番10号

三宅産業・織田設備建設共同企業体

代表者 三宅産業株式会社

代表取締役 三宅 慎二

織田設備株式会社

代表取締役 織田 将男

第35号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和4年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,682,000円を上限とする金額 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市昭和町二丁目5番3-101号 J. CREST高松昭和町
氏 名 山崎 泰志
資 格 公認会計士 |

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和4年1月20日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,545,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539,281,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 100,467,174	千円 3,545,990	千円 104,013,164
	2 国庫補助金	75,328,767	3,545,990	78,874,757
歳入合計		535,735,764	3,545,990	539,281,754

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 74,523,218	千円 3,545,990	千円 78,069,208
	1 商工業費	68,825,224	3,545,990	72,371,214
歳出合計		535,735,764	3,545,990	539,281,754

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
7 商 工 費			千円 3,545,990
	1 商 工 業 費		3,545,990
		香 川 県 営 業 時 間 短 縮 協 力 金 (第 9 次)	3,545,990
計			3,545,990